

平和研究と国際法学の結節点のための覚書

——人権論を中心的素材として——

最上敏樹

I 序論：平和研究と国際法学⁽¹⁾

歴史的に見て、国際法学が常に国際秩序の確立を殆ど唯一の学問的関心としてきた、と断ずるのは性急に過ぎるかもしれないが、少なくとも平和な秩序の問題がその中心的課題であり続けたと言うことはできよう。国際法学を国内法学から分かつ主要な特質の一つは、前者が平時に該当する事象のみを扱うのではないことであり、また集権的な立法及び司法機関を欠くが故に脆弱たらざるを得ない法及び法秩序を対象とするところにある。言い換えると、法という、原理的には⁽²⁾非暴力的な秩序維持達成手段がシステムに十分に備わっていないという所与との取り組みが大きな学問的課題だったのである。その意味において、国際法学は、近年、緊急な学問領域として成長しつつあるがなおその包摂する個別的学問分野の不確実な平和研究の中に、何らの無理なく取り込まれうるものと考えられるが、現実には、平和研究に対する国際法学からの参加は積極的とは言えない。このことは、あるいは単に国際法学が参加を明示していないだけで、本質的ないし潜在的には平和研究の一翼を担っているのだと説明されるかもしれない。しかし、対象領域の事実的共有とそれに対する学としての自覚的参加とは相異なるものであり、その両者の間の距離は明確に把握されるべきものである。本稿では、その距離の性格を明らかにし、更にそれを踏まえて、国際法学からの平和研究への参画がいかにして可能かを探るべく、人権論を中心的素材として予備的考察を進める。もとより人権論は上の論点に関わる唯一の問題ではないが、以下

の理由によりこの覚書の導入的素材とする。第一に人権論が国際法学及び平和研究のいずれにおいても活発な研究対象とされており、その共通性の故にである。第二に、しかし、その共通性にも拘らず、平和研究における人権論には、いわば国際法学からの寄与に対する非充足感から盛んになり出したという特徴がとりわけ色濃く反映しており、その点で上の両者のアプローチの差異もまたより明確に認識されうるであろうからである。

1 価値志向的学問としての平和研究

平和研究は、人間的諸価値の剝奪(ないしその蓋然性)が遍在しているという意味において「暴力的な」、世界の現状に対する危機感を起源とする⁽³⁾。現実に対する危機感が既に価値中立的でない以上、学としての平和研究は殆ど必然的に価値志向的ないし規範的なものとならざるを得ない。では、そこで剝奪され、実現さるべき価値として措定されているのは何か。北米における平和研究の一大集結点とも言うべき世界秩序モデル計画(WOMP)にあつては、次の四価値が挙げられている⁽⁴⁾。

- (i) 暴力の極小化
- (ii) 経済的福利の極大化
- (iii) 社会的正義の極大化
- (iv) 環境保持

(i)において言われている暴力とはいわゆる「直接的暴力」であり、他者に対する物理的加害を意味する。国際的地平においてそれは国家間の戦争(ここでは武力行使の総称としてこの語を用いる)であり、それが極小化された状態が平和研究で「消極的平和」⁽⁵⁾と呼ばれるものとなる。他方、「消極的」の語が示唆する様に、現代の平和研究はその様な直接的暴力の極小化という価値の実現のみに自己限定してはいない。物理的加害は伴わずとも、強者と弱者の間の上下関係という形態で世界が構造化されているが為に弱者が蒙らねばならない、貧困、不健康、自己実現の不十分さや諸々の社会的不正義等々の、いわゆる「構造的暴力」⁽⁶⁾も射程

に入れられるのであり、それらを極小化ないし除去した状態たる「積極的平和」観念も呈示される。

この様に研究基盤が広汎な価値の実現にある以上、平和研究は世界の構造そのものの全体的変革に対する志向を強く持つことにもなる。現在の世界システム自体を根底的に変革すべしとする、かような学問的態度はいわば強度の価値志向性の系であるが、これも近時の平和研究の特徴的側面である⁽⁷⁾。そこに言われる世界システムとは、基本的に、法的形式的平等を賦与された主権国家の水平的併存を本旨とし、それら主権国家が最重要のアクターである様なシステム(ウエストファリア体制)⁽⁸⁾を指す。それはまた国家間の事実的不平等を放置するシステムでもある。かかるシステムを維持するのでないのは無論のこと、単なる部分的改良に甘んずるのでもない⁽⁹⁾ことが平和研究の、価値実現のための構造変革志向であると言えよう。

2 国際法の価値志向性

価値志向性は、国際法にとっても無縁ではない。戦争に関する正邪の区別の試み(正戦論)や害敵手段の制限、捕虜や文民の保護の如き人道的諸措置、紛争の平和的解決の諸制度等々、国際的暴力行使に規制を加えることを意図した制度の発達があり、また、第二次世界大戦後急速に展開し始めた富や天然資源の公正な配分・植民地の独立・難民の保護・人権全般の国際的保障等の様な、平和研究の「構造的暴力」の範疇に属する事項も国際法の重要な対象領域としてある。それらは概ね、いかにして国家主権の放恣な行使を抑制するかという関心を背景に進展してきたと言ってよく、ここでもまたウエストファリア体制に対する懐疑が、少なくとも長期的傾向としては看取されるのである。言うまでもなくかかる懐疑は、上記の諸々の価値的对象をめぐっていかにして法的規制を国際的に及ぼしていくかという、まさに法規範の学に特殊な態様で具体化する。

この様に、価値化された対象の重複という点において、国際法学は平

和研究と共通の地点に立脚すると言えるのだが、他方、対象の共有が即ち対象への接近方法の共通化を意味することにはならない。無論そこには、上に述べた様な、法規範の強化(実定法化)および拡張(法的規制の対象の拡大)といった法学に固有の志向に由来する差異もあり、それは国際法学の自己同一性の要諦として必ずしも否定されるべきものではないであろう。しかし、それ以外にも、両者の学としての収斂を阻む要因が存在するのではないか。次にその点に目を向ける。

3 乖離

国際法学の、平和研究への全面的参入を困難にする要因は幾つか考えられるが、第一のものとして構造変革志向の強弱が挙げられる。平和研究におけるそれは極めて強く、世界の構造全体の変容を目指す点において包括的であり、かつ議論が個々人の思考及び生活様式のレベルにまで下降していく⁹⁰点において根底的である。時間的に見るとこの志向は、現在の状態の分析と解釈にとどまらず、未来への構想を常に胚胎する未来志向性となって現われる。それがいわゆる未来学と異なるのは、重視されるのが構想であって単なる予測ではないことである。これに対し国際法学にあっては、急進的な構造変革志向の受容も容易ではない。とりわけ、18世紀以降国際法学の中に確固たる地位を占め続けている法実証主義の影響は今なお大きいと思われるが、国際法学の究極の対象は国家の実行のうちにこそ見出さねばならない⁹¹というその接近方法は、本稿で関心を向けている問題に少なからず影を落としている。何よりそれは議論の焦点が現存制度に集約的に向けられることを意味し、あるべき法・非法的理念への関心は二次的地位に後退せざるを得ない。ここにおいて既に構造変革志向との方法的距離が生ずる。即ち、それは価値的対象を外在的価値中立的に取り扱おうとすることであり、その帰結は最大限構造改良志向であるか、最悪の場合構造維持的ともなりうるであろう。例えば交戦法規の精緻化は後者の一例である。それによって武力行使の残虐さは緩和されることともなろうが、戦争という制度は消滅しないから

である。この様に、強度の実証主義は、そもそも対象を価値化しないという極端な場合を除外してもなお、対象の価値性を学問的接近方法における構造変革志向性・未来志向性に転換することへの阻害要因として機能すると言えよう。

第二に挙げられるのは、二つの学問の間の、対象に関する位相のずれとでも呼ぶべきものである。端的に言って、それは国際志向と世界志向の差異と言える。前者は基本的に「国家間」関係を秩序立てていくことを主眼とするものである。そこでは定義により国家が根本的主体であり、国際機構・個人といった付加的存在は二次的・三次的主体にすぎない。(もちろんこのことは、それらが研究対象としても二義的地位としての低い関心しか集めないということの意味するのではない。)このことは上の二つの付加的存在に関する学問的関心が、殆ど常にそれら二者の国際法主体性に帰着するという事実反映されている。それらへの学問的関心の正統性も、国際機構・個人といった限定的国際法主体が無限定な国際法主体(法の定立・適用において)たる国家にいかにか近似したかという指標によって決定されることになろう。いずれにせよ法主体性の議論が原点としてあることにより、対象世界の第一次的構成要素は国家であり続けるのであり、優先的に志向される「秩序」も国家間(=国際)秩序となる。

これに対し平和研究の世界像は、「まず主権国家があり、その総計として世界があるという古典的・在来型の発想ではなく、まず世界という一つの人間社会のシステムがあり、そのサブシステムとして、国家その他さまざまなレベルの集団が存在する、という視座に立つこと⁹⁹」であるとされる。そこでは、達成さるべき利益もまた、国家利益という狭い枠にとらわれるのではなく、世界全体の利益として構想されることになろう。暴力の極小化も、経済的福利の増大も、環境保持も、その種の利益にはかならない。この様な世界志向性は同時に、平和研究を個人志向的なものへと導くことになる。つまり国家間の利害調整ではなく、直接的

及び構造的暴力の被害者は誰なのか、本来享受すべき利益ないし価値を剝奪されているのは誰なのか、という視点により重きを置く方法的態度があり、そのような視点は研究者をして世界の第一次的構成要素を個人とせずにはいられなくするであろう。平和研究の個人志向性は、秩序建設の主たる担い手として個人や非政府的組織に期待を寄せる⁰³という側面にも窺われるのだが、何より特徴的なのはいま述べたように、世界の構造の真の被害者は誰なのかという問いかけが根底にあることだと言えよう。このような発想は国際法学、特に実証主義的なそれにとって容易にはなじみにくいものである。いずれにせよ、ここにおいて構想される秩序は、国家間の利益調整を主眼とする国際秩序というよりむしろ、個人人のレヴェルへの関心に根ざした「世界」秩序となる。

第三に、両者の乖離は、一方的に国際法学に固有な方法的限定の故に生じているというのではなく、平和研究ないし世界秩序論の側にも一定の原因があると思われる。それは現段階での平和研究が、一方では高度に価値志向的ないし規範的でありながら、他方で規範(法規範)そのものへの関心は薄いと見られることである。とりわけ、既に述べたように平和研究は強い構造変革志向を持つが、その次の段階の議論つまり変革された構造はどのようなものになるのかという点に関して、十分に明確な構図を呈示するには至っていない。価値が実現された状態はそれとして、その状態はいかなる制度を以って維持され、また誰がどのようにそれを運営していくのか、といった点をめぐる構想である。その種の議論が全く欠落しているというわけではないが、⁰⁴あるいは世界政府構想に近いものであったり、⁰⁵あるいはそういった集権的な制度を極力排除するものであったり⁰⁶と、決して統一的ではない。ここで特に問題となるのは、その後者の様に制度としての国家が完全には解体されない場合の、秩序維持手段としての法規範の役割が完全に無視される場合である。現行の国際法が世界秩序の建設に多く寄与していないとしても、それは法規範それ自体が無用だということにはならないであろう。目標価値があ

る程度実現された後にも生ずるであろう紛争や諸問題の解決の為には、共通の価値観に加えて共通言語が必要なのであり、その役割を終極的に担い得るのはやはり法規範ではないか、と考えられるのである。なお、完成に至る前段階たる法秩序建設の過程についても、そこで国際法及び国際法学がいかなる貢献をなし得るかという議論は余り豊富ではない。

以上、二つの学の間距離を一般的に述べてきたが、次に具体的に人権論を素材として、その距離の表出態様を見て行きたい。

II 人権論を素材として

1 国際法学の人権論

既に述べた通り人権研究は、国際法学において最も活発な分野の一つとなっており、とりわけ第二次大戦後の隆盛は著しい。そこには、第二次世界大戦前及び戦中の全体主義国家による人権蹂躪の経験という歴史的・心理的背景があり、また1948年の世界人権宣言を嚆矢とする人権関連のさまざまな条約や国連総会決議等の蓄積により実定法学の対象としやすくなったことや、国際的人権保障機構が地域的なものも含めて現実化した、等々の理由があるであろう。そして、ここに急速に進展した人権研究には、多分に概括的ではあるが、前章で論じたことに関連する次の様な特徴的傾向があると思われる。

第一に、人権に関する実体規定及び保障の為の手續規定・機構等の、制度的側面に関する議論がやはり大勢を占めていることである。これは、どこでいかなる人権が保障されるべきなのか、またそれはいかなる原理的要請に基づくものなのかといった、いわば理念的側面に対置されるものである。言うまでもなく、理念の考究のみで実定法学は成り立ちえないのであるし、制度論主体となることは止むを得ない。加えて、国際法学における人権論は、普遍的・地域的な人権関連法規ないし法的諸原則と、それらの具体的保障装置とが急激に増加したという現実と歩調を合わせる形で展開したのであり、いきおい、制度論主体に傾斜せざるを得な

ったという事情もあろう。本質的に法学というものは、現象を先取りするのではなく、それを後から追いかけるものだからである。

言うまでもなく、そういった具体的制度論の対象となったのは、普遍的な例として、国連が輩出してきた、世界人権宣言・植民地独立付与宣言の如き総会決議及び二つの国際人権規約・人種差別撤廃条約の如き条約等々であり、地域的な例としてヨーロッパ人権保護条約や米州人権条約等がある。更にまた保障装置の面について、国連経済社会理事会の機能的委員会たる人権委員会を初めとする幾多の国連内機関や、ヨーロッパ人権委員会及び人権裁判所といった機関があり、またそこにおける苦情申し立てや審査・裁判等々の多様な手続的・制度的な制度もある。この様に素材が豊富であるから、上記の様な法や宣言の実体的内容の検討や比較、諸機関の機能の考察など、記述的分析的作業の題材には事欠かない。とりわけ手続的・制度的な制度に関して、一つには人権保障の実効性という実際の観点から、いま一つには個人の法主体性の上昇という理論的観点から、それらの機関に対して直接に個人が苦情申し立てをする権利⁰⁷⁾(国際機構に対する個人の直接性)や、それを裁定する為の機関の権限の内容や強弱については高い関心が寄せられていると言える。特に、ヨーロッパ人権保護条約に関しては、同条約によって設定された上記諸機関(人権委員会及び人権裁判所。これに、条約の母体となったヨーロッパ審議会の機関である閣僚理事会も介入する)による裁定及び保障の実績に富んでいて、個人の直接性も実効的であるため⁰⁸⁾、ひととき注目されることが多い。

取り挙げるべき対象が余りに多いため、委細を論ぜず上の様に要約するほかないが、ともかく、全体として記述的分析的な現存制度論が中心的地位を占めるといえるであろう。かかる作業は一面において、なお不可欠なものではある。人権の国際的保障の体制が一般的には今なお脆弱なものにすぎないからであり、未来における完成への道程の第一歩は現在の欠陥を明らかにすることにあるからである。

他面、制度論主体の議論で人権保障の問題が内包する問題点がすべて

明確化され、解決されることにはならない。そこでは、何故人権なのかという根本的理念、更には、いかなる「人権」がいつどこで保障されるべきかという構想も追究されねばならないであろう。この様な問題設定は実定法学の観点からは単なる立法論ないし全く非合法的な議論として排除されがちであるが、なにゆえに人権なのかという点が、後に見るように、実は平和な秩序を構築するという目的と密接に関わっていることを考慮に入れるなら、捨象してよいものではない。個別的の学問分野としての方法的純一性も閑却しえないが、同時に、ある対象を追究することの意味付けを、社会科学全体というより広い枠組の中に求める態度も忘れてはならないだろうからである。その様な意味付けの欠落した制度論は、その状況関連性を弱いものにする。例えば法主体性論のみに帰着する様な議論であり、また、手続的制度が高度に発達しているという点で積極的の評価を与えられる地域的人権保障(特に西ヨーロッパのそれ)に、「どこで」を問うことなくまた普遍化の契機を模索することなく、関心を集約させる態度(人権論の地域化)である。個人の法主体性が上昇したから重要だと言ってみても、それが世界の平和というより広い文脈の中でも有意でありうるということにはならないのである。無論、国際法学の人権論がすべてそうであるというのではなく、制度論主体の議論がとらわれやすい陥穽としてそのようなものがあるということである。

第二の特徴点は、以上の制度論中心的な態度が決して十分ではないことを、別の面から更に指し示すものである。それは、強度の実証主義に根ざした制度論に固執するあまり、議論をふり出しに戻して、人権関係の法というものが、実は未だ *lex ferenda* (望ましい法) にすぎず、*lex lata* (確定した法) となりえていないのではないか、ということの問題にするような場合である。*lex lata* 化の程度の確認という作業は、慣習法に多くを依存する国際法にあっては常態的なものであるが、その様に徹底した形式論的認識論の結論が否定的である場合(*lex lata* 化が低いとされた場合)、その法的帰結は、人権論について見ると、国家が人権保障の「規

範」にまだ拘束されない、という所に落ち着くことともなるのであり、そこでの判断内容の当否は別としても、国際法及び国際法学と平和研究の間の距離を更に広げる機能を営むであろう。学におけるそのような方法論的態度は、対象たる国際法(ここでは特に人権論)に内在する価値志向性を一切閉塞させることになる。少なくともそこから最も遠い地点に自己を位置づける。

国際法学における人権論が上の様な一種の退行現象(少なくとも平和研究の観点からは)に陥るというのは、単なる理論的可能性にすぎぬのではなく、実は既に現実化したことである。これはレイン(Eric Lane)、ワトソン(J. S. Watson)といった新進の研究者が惹き起こし、マクドゥーガル(Myres McDougal)、ソーン(Louis Sohn)といった古参の研究者を巻き込むことになった、アメリカにおける70年代末からの論争である。

レイン及びワトソンのいずれも、主に政府による自国民大量殺害その他の諸事例(ウガンダ、カンボジアなど)に触発され、人権保護の為の国際法など有効に存在していないという結論を呈示している。⁹⁹例えばワトソンは、政府による自国民大量殺害・拷問・〔適法でない〕投獄等の現実が多くで日常化している一方で、「新しい」国際法学においては、そういった政府権力の濫用が人権の国際的レジームに服するものと当然のように説かれているという矛盾に着目し、その様な矛盾はそこで言われる「人権の国際法」なるものの妥当性ないし有効性に疑念を抱かしめるとして、次の様に述べる。

国家の実行の示す所が、人権の国際的レジームなどないというものであるなら、慣習を論拠としてその種の諸準則(人権保護を命ずる法＝筆者注)が存在すると結論付けることはできない。更にここではその種の諸準則の実効性も問題となる。というのは、もし人権に関連する国際法というものが存在し、かつ国家の実行がそれにそぐわぬものであるなら、明らかにその法なるものは強制性を欠くか、もしくは有意な社会的結果を伴わぬものであるかのいずれかであること

は明らかだからである。²⁰⁾

ワトソンによれば、ここにあるのは「現実の準則と、国際法の紙の上の準則との甚だしい矛盾²¹⁾」である。

レインもまた、政府による自国民大量殺害に関連する「法」として、国連憲章・世界人権宣言・ジェノサイド条約・市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその選択議定書、等々を検討し、結論的にその様な政府の行為を「防止するための法規範・法制度が十分に存在していない²²⁾」旨述べている。

いずれにせよ、国家が自国民の人権を保障する国際法上の一般的義務は存在しないというのが主たる論旨であるが、両者の議論には幾つかの共通した傾向がみられる。

第一に国際システムの把握が極度に現実主義的であることである。より具体的に、国家中心のないしウエストファリア的世界像への固執といってもよい。例えばレインは「現在の世界の法秩序は全く非他的に民族国家のみによって形成されている」とし、その根本的意味内容は、「各々の国家は、その国内事項の処理について独立であり、国際的な処理に委ねるとすれば自らの意志による場合のみである²³⁾」とする。その様な分権的の法秩序の下ではまた「実定法を超えた自然法といったものが命脈を保つ余地もない²⁴⁾」のであるから「人権の法的保障は旧来通り専ら国家の専権事項である²⁵⁾」とされるのである。ワトソンもまた、近時の国際法学における人権論が、「国家の違法行為に対してチェック機能を働かせる為の、国家の上位に立ち強制力を持った超国家的秩序を目指している」と述べ、その様な思考が、「国家主権というものが今なお、国家を超えて十全に人権を保障する上で不可欠な超国家的法秩序の創設を阻む、極めて大きな政治的法的障害である、と認めることを頑迷に拒否するもの²⁶⁾」としている。「いかに国家主権を罵倒してみた所で、超国家的法秩序が生成しうるとか潜在的に存在しているとかの主張は、容易にはなしえない」のである。

第二に、言うまでもないであろうが、実証主義的傾向が思考の抜き難い基礎をなしている点である。例えばレインにとって、多くの国際法学者が近時その慣習的な法的効力を承認するに至っている世界人権宣言(国連総会決議＝原則的に法的効力を持たないとされている)も、単に「熱望と目標を力強く宣言したもの」にすぎず、法的効力を持たないとされる。²⁷これはまた、lex lataとlex ferendaの峻別と、そして学における前者の優位という主張にもつながっていく。²⁸第一点とも重複する点であるが、「国家の言辞のみでなく現実になされる実行を考察すること」²⁹が何より肝要な作業とされるのである。

この第二の特徴に関連して、lex lata化の程度の確認のために、人権の「法」の実効性を厳しく吟味し、それが欠如しているが故にlex lataではない、という論法に依拠している点も挙げておかねばならない。特にレインにその傾向が著しく、「現在の国際法は政府による自国民大量殺害を防ぐことができない」という記述が繰り返し現われる。前述の、レインが検討の対象とした国連関係の人権関係法にはいずれも違反国に対する強制手続が整備されていないが、その様に強制しえず従って国家の実行に反映されない「法」は決してlex lataたりえない、とされるのである。

以上の二点に加え、特に本稿の論点に深く関連する特徴点を更に一点付け加えておかねばならない。

それはワトソンが強調的に論述している事柄なのであるが、国際法における人権論のあるべき方法、そこにおける法学者の役割という点に関してである。それは、一言で言うと「客観性へのコミットメント」³⁰ということであり、lex lataの確認されない人権の国際法の如き「仮説的法システム」³¹に深く関わることを戒め、科学者たることと党派的主張の唱道者たることの混淆を戒める、というものである。おそらく、一切の価値志向性は「党派的主張」となるのであるし、その中には国家中心的な世界認識以外の認識も含まれるのであろう。ともかく、ここに至って国

際法学の人権論の平和研究からの截断は究極まで推し進められることになる。

以上見てきた主張は、国際法学における人権論の一般的な典型例などでは無論なく、あくまで極端な例であるにすぎない。そこでの中心的論点に対してわれわれは幾つもの反論を試みることができるだろう。例えば、徹底して国家中心的な世界システムの認識が現実に照らして正確でないということは、既に幾度となく言われてきた。国際機構の増加と機能の質的強化はその一例である。それは政治学的に言うとな国家的アクターの重要性の増進であり、法学的に言うとな国家以外の国際法主体の出現と主体性の伸長である。また、規範の実効性の弱さを根拠に法規範としての性格を否定するという論法も決して説得的ではない。法が唯一つの例外もなしに遵守されることはむしろ異例に属するからである。

この二研究者の議論は、さきに触れた様にソーン⁶²やマクドゥーガル⁶³、更にダマトー(Anthony D'Amato)といった有力な研究者の反論を招来した。ダマトーの論稿⁶⁴は主として、人権関係の国際法の多くが既に慣習法化して*lex lata*としての一般効力を持っているという主張を、周到かつ斬新な慣習法論の展開によって試みるものであり、注目すべき議論であるが、詳細な検討は別の機会に譲らざるを得ない。

他方、ソーンとマクドゥーガルは上に筆者が例挙げした反論点に加え、ワトソンらの、人権の国際法が存在するという認識は超国家的法秩序が存在するという誤認又は押しつけにすぎない、という主張に強く反駁している。ソーンによれば、国連総会決議を含めると既に膨大な量にのぼる人権関係の国際法は、決して押しつけられたものなどではなく、関係国すべての見解を考慮した上で国家の同意を得て形成されたものなのである⁶⁵。長らく国際法学の観点から世界秩序の問題及びそこでの人権論に取り組んできた⁶⁶マクドゥーガルもまた、人権の諸法というものが単なる準則の寄せ集めにすぎぬのではなく、「世界の人々の共通利益を明確にし又それを確保すべく、それらの準則が継続的に制定され・改変され・適

用される、権威的決定の包括的過程⁸⁷⁾として注目されているのだと述べ、ワトソンらの議論の狭さを批判する。必然的にそれは、国際法学の人権論における方法ないしは視座の問題へと連なるが、この点に関してマクドゥーガルは次の様に述べている。

人権というものは、個々の個人による価値の形成及び分かち合いというものと見てこそ、最も適切に把握される。この観点からは、今日の全人類は、いかに組織化が不十分であろうと、単一の世界的ないし地球的空間を構成しているのである。⁸⁸⁾

またそれを扱う学問は、

現在新たな挑戦を受けている。その挑戦とは、人間の尊厳という目標価値を(正当化するという以上に)定言的に述べる人権論を構築することである。それは、あらゆる社会的交流と権威的決定には人権の問題が関わっていることを認識する理論でもある。⁸⁹⁾

これは、「党派的主張」の非難を蒙らぬよう慎重に配慮しつつも、なお対象の価値性を学における価値志向性として連続させようとする選択であり、ワトソンらの頑強な実証主義的態度から最も遠く、現代平和研究の枠組に最も近い。後述する様に、この視点は、国際法学と平和研究の結節点の為の、ありうべき一つの選択を示唆するものと思われる。

但し、マクドゥーガルの方法的態度は必ずしも国際法学の人権論における主潮となっている訳ではないし、ワトソンやレインの様に原理的に学の価値志向性のみならず対象そのものの価値性をも否定し去らないまでも、現実の作業においては実証主義を堅固に維持する立場はむしろ一般的であるとも言えるだろう。ここでは、その様な接近方法が人権論の分野においても国際法学と平和研究の距離を保ち続けるであろうこと、そしてワトソンらの議論は極論ではあるものの、その様な方法的態度の延長上にあるものであることを指摘するにとどめる。

2 平和研究の人権論

平和研究において人権の問題が重要な対象とされる様になったのは比

較的最近のことであり、いくつかの特徴点を簡潔に挙げるにとどめたく、またそれで十分であろう。端的に言って、それらは、マクドゥーガルの様な例外的立場を除いた、国際法学の人権論の一般的傾向と考えられるものの裏返しと見做してよいからである。

平和研究が全体として価値志向的であり世界志向的であるとされること、そしてその当然の系として個人志向的であることは既に述べた。平和研究における人権論はそれら諸々の志向の結果としてあると思われる。

第一にそれは、国際法学の人権論に対する反措定として生じてきたものであり、従って制度論(特に現存制度に関する議論)から脱却する方向性を強く持つ。平和研究の立場からすると、それまでの人権保障の手段及び議論は過度に法律至上主義的であり、そこでは人権の問題の底流をなす構造的要因が無視されてきた、とされる⁴³。それまで人権論を国際法学に任せてきたことの結果は、宣言的な綱領や法的拘束力を持った条約をいかにして増加させるかという目標に集中的に努力が傾注されることであった、とされる⁴⁴のである。それは人権保障の法的義務の存否の確認といった認識論を排するものであるのは無論のこと、現存制度を論ずることにも余り価値を認めない点で、形式より実体を優先させるものと言える。このことは次の第二、第三の特徴点につながっていく。

第二の点とは、第一の点で触れた「実体」とは何か、また「構造的要因」とは何かに関連するものであるが、何の為にいかなる人権の保障を推し進めるのかという理念の問題に優先順位が与えられることである。特にそれは第I章で触れたように、被害者のレベルから思考を出発させる。人権保障の強化を目指すということは「低い地位に固定されている者、抑圧されている者、支配されている者、迫害を受けている者に対して第一義的関心を向けること」⁴⁵にほかならないのである。ここからは例えば「食物への権利」⁴⁶といった、貧困の問題と密接に結びついた権利論が生まれ、また、資本主義的経済発展のためには人権の弾圧もやむなしとする、いわゆる「ブラジル化」⁴⁷への高い関心も喚起される。

第三に、再び「構造的要因」という点に関わることでもあるが、人権という価値を、平和研究における他の諸価値から分離せずに、むしろそれらとの有機的連関の上に、問題を複合的にとらえようとするのも特徴的である。軍縮と人権⁴⁹、経済発展と人権⁴⁹といった複合的問題設定にそのことがよく表われている。特に世界の構造との関連で何にも増して緊急な問題とされるのは、平和(消極的平和)と人権の関係であり、軍事化された世界の構造⁴⁹を解体することが根本的人権だとされる⁴⁹のである。1978年にオスロで開催された国際平和研究所主催の「平和と人権に関する会議」の最終文書には次の様に記されている。

一般的・包括的軍縮なしには人権の全面的な実現はありえない。

(中略)従って、人権の推進と軍縮の作業とは密接に関連せねばならない。⁴⁹

第四に、実証主義的制度論の拘束から自由であることの結果として、人権の優先順位の設定や新しい人権の提唱などが抵抗なくなされる。例えばアフリカの平和研究者であるアジャミ(Fouad Ajami)は現時点で中核となる人権として、(i)生き残る権利(特に核戦争に巻き込まれずに)、(ii)拷問を受けぬ権利、(iii)アパルトヘイトの犠牲にならぬ権利(南アフリカの有色人種について)、(iv)食物への権利、の四箇を挙げる。事態の緊急性・特にそれを必要とする人々、といった基準のみでそれらを抽出しているのである。lex lataであるか否か、権利を享受する個人の法主体性、等々は問題とされない。また、「平和への権利」の基礎をなすと言われる、いわゆる「第三世代の人権」⁵⁰としての、(世界の諸人民の間の)「連帯の権利」を国際法上の権利として論ずる議論⁵⁰なども、ここで言う特徴をよく示していると言えよう。

III おわりに：結節点を求めて

以上、主として国際法学と平和研究及び両者における人権論相互の隔りに目を向けて来たが、それを乗り越えて両者の間に有意な結節点を見

出すことはいかにして可能なのであろうか。紙幅も尽き、極く簡略に触れる以外なくなったので、以下の要点のみを記しておくにとどめたい。

まず、国際法学が平和研究の創造的一部分となり得るために何が必要かが問題となる。この点に関しては、何より過度の実証主義的傾向から自由になることが求められるだろう。それは、人権がそうであるように、対象が既に価値性を帯びていることを認識する所から始まる。そして、最小限、学としての価値中立性を維持するという名目で実は対象の有する価値性までも流し去る様な議論(人権論における *lex lata* 化確定の議論がその好例であった)は避けられねばならない。注意すべきは、ここで要請される選択が、実証主義の貫徹かもしくは全面放棄かという二者択一ではないということである。現状の認識ないし記述・分析という実証主義の一面たる作業は依然として不可欠なのであり、その意味で、要請されているのはむしろ、実証主義にどの様な修正をどの程度加えて用いるかであると言える。例えば、人権に関する *lex lata* が確認されないという認識が仮に正しいとしても、それに続けて国家が人権を保障する法的義務が存在しないと結論付けることは必然的ではなく、単に認識の後まで実証主義に(おそらくは不必要に)忠実であることの結果にすぎないであろう。その後半部分を別の視座から論ずることも可能なのである。

ではその様な別の視座はどこに求めうるか。ここでは、価値(例えば WOMP の四つの価値)を呈示することそれ自体を国際法学の任務とするという短絡的なあり方⁶⁹ではなく、むしろ、価値志向性・未来志向性といった平和研究の方法的態度を取り込むことが必要と思われる。法の解釈・適用にその様な志向を反映させるだけでも、その意味は小さくない。

問題は、その様に別の視座から習得した態度をどの様に学に反映させるかである。これには種々あると思われるが、いま触れた法解釈の弾力化(例えば目的論的解釈)はその一例である。更に、制度論を単なる現存制度記述の次元にとどめず、それを未来に投射される議論の基礎とする様な制度論の活性化も必要かつ有用であろう。この点に関してはなお多

くの議論の余地を残すが、一点だけ補足的に述べておきたい。つまり、平和研究の志向性といっても、急進的・全面的な構造変革志向は、必ずしもそのまま取り込み反映させる必要はないかもしれないということである。もし世界の構造の暴力性の根源に国家というものがあるのなら、まず国家という制度の持つ、暴力的・否定的側面を除去すれば足りるということも有り得るであろうし、更にその方途の方が実現可能性が高いのであるならそれは試みるに価することになるからである。その様な平和的変更の手段として(その為の共通言語として)、法は少なくとも潜在的には最も適切なものと考えられるのであり、このことは、特に平和研究に関わろうとする国際法学者の見落としてはならない点と言えよう。

このことは同時に、何故国際法学からの平和研究への参画なのか、という問いに深く関わっている。それは世界社会の問題を扱う学問として、平和研究があらゆる点において国際法学にまさっているからではない。もしそうであるなら後者の存続は不要となり、前者に併呑されればよいことになる。しかし実際には上に述べた様に、平和な世界秩序を構築する上で国際法に固有の方途があり、国際法学に独自の構想もあろう。

従って参画は併呑までも意味するものではないが、しかしなお平和研究の一構成部分としての参画はより進める必要があると思われる。それは近時、国際法の規範性の「相対化」⁵³が言われ、「後退」⁵⁴が言われる中で、国際法の状況関連性が問われているからである。本来、平和な秩序の構築という価値志向性を内包していたはずの国際法が、その価値が実現されていない状況に対して関連性を失いつつあるのなら、それを回復することは国際法学の急務であろう。またそのためには自らを平和の学として位置づけし直すことが求められるであろうし、それは別個の学として成立しつつある平和研究との距離の本質を見極める所から始まるであろう。この覚書はその様な作業の一つの端緒にすぎない。

(1983年11月)

註

- (1) 本稿ではこの語に広く国際機構論も含めて考える。
- (2) 原理的にと言うのは、刑罰等を除き、法というものが価値実現の手段として直接的暴力を用いないということである。
- (3) ex. Galtung, J., *The True Worlds*, The Free Press, N.Y., 1980, pp.1-4.
- (4) ex. Falk, R., *A Study of Future Worlds*, The Free Press, N.Y., 1975, pp.11-30.
- (5) これに関し、例えば Galtung, J., "Violence, Peace and Peace Research", in *id.*, *Essays in Peace Research*, Christian Ejlers, Copenhagen, 1975, pp.109-134, esp. p.130 et seq.
- (6) これに関し上掲(5)論文のほか、例えば Alcock, N. and Köhler, G., "Structural Violence at the World Level: Diachronic Findings", *Journal of Peace Research*, Vol.XVI No.3, 1979, pp.255-262.
- (7) バグワッティ編・石川滋編訳『経済学と世界秩序』, 岩波書店, 1978, 序文(坂本義和) pp.v-x.
- (8) これに関し例えば Falk, R., "The Interplay of Westphalia and Charter Conceptions of the International Legal Order", in *id.* (ed.), *The Future of the International Legal Order*, Vol.1, Princeton U.P., 1969, pp.32-70.
- (9) これらはフォークが世界秩序に対する三つのアプローチと呼んでいるものである。Falk, R., "Contending Approaches to World Order", *id. et al.* (eds.) *Studies on a Just World Order*, Vol.1, Westview Press, Boulder, 1982, pp.146-174, esp. pp.155-162.
- (10) ex. Weston, B., "The Role of Law in Promoting Peace and Violence", in Reisman, W. M., and Weston, B., (eds.), *Toward World Order and Human Dignity*, The Free Press, N.Y., 1976, pp.114-131, at pp.126-127.
- (11) 実証主義法学に関しては、例えば Friedmann, W., *Legal Theory*, 5th ed., Columbia U.P., 1967, Section 4.
- (12) 坂本, 前掲序文。p.vii. (傍点原文)
- (13) ex. Galtung, J., "Nonterritorial Actors and the Problem of Peace", in Mendlovitz, S. (ed.), *On the Creation of a Just World Order*, The Free Press, N.Y., 1975, pp.151-188.
- (14) ex. Falk, *op. cit.*, supra note (4).
- (15) ex. Kothari, R., "World Politics and World Order: The Issue of Autonomy", in Mendlovitz (ed.), *op. cit.*, pp.39-69.
- (16) ガルトゥンクやフォークの議論はその性格が強い。
- (17) 例えば「市民的政治的権利に関する選択議定書」は、条約実施機関として「人権委員会」を設置し、権利を侵害された個人がそこに申し立てができる。(第2条)
- (18) これに関し例えば Waldock, H., "The Effectiveness of the System Set Up by the European Convention on Human Rights", *Human Rights Law Journal*,

Vol.1 No.1-4, 1980, pp.1-12.

- (19) Watson, J. S., "Legal Theory, Efficacy and Validity in the Development of Human Rights Norms in International Law", *Univ. of Illinois Law Forum*, Vol.3 No.3, 1979, pp.609-641; Lane, E., "Mass Killing by Governments: Lawful in the World Legal Order?", *NYU Journal of International Law and Politics*, Vol.12 No.2, 1979, pp.239-280.
- (20) Watson, *op. cit.*, p.611.
- (21) *ibid.*
- (22) Lane, *op. cit.*, p.274. (傍点は筆者)
- (23) *ibid.*, p.242.
- (24) *ibid.*, p.251.
- (25) Watson, *op. cit.*, p.279.
- (26) *ibid.*, pp.609-610.
- (27) Lane, *op. cit.*, pp.259-260.
- (28) Watson, *op. cit.*, p.638.
- (29) *ibid.*, p.628.
- (30) *ibid.*, p.638.
- (31) *ibid.*, p.640.
- (32) Sohn, L., "The International Law of Human Rights: A Reply to Recent Criticisms", *Hofstra Law Review*, Vol.9 No.2, 1981, pp.347-356.
- (33) McDougal, M. S., and Chen, L., "Human Rights and Jurisprudence", *ibid.*, pp.337-346.
- (34) D'Amato, A., "The Concept of Human Rights in International Law", *Columbia Law Review*, Vol.82, 1982, pp.1110-1159.
- (35) Sohn, *op. cit.*, p.349.
- (36) ex. McDougal *et al.*, *Human Rights and World Public Order*, Yale U.P., 1980.
- (37) McDougal and Chen, *op. cit.*, p.340.
- (38) *ibid.*, p.339.
- (39) *ibid.*, p.341. (一部省略)
- (40) Falk *et al.*, *op. cit.*, supra note (9), p.366.
- (41) Skjelsbæk, K., "Human Rights and Peace Research", *Bulletin of Peace Proposals (BPP)*, Vol.8 No.3, 1977, pp.195-197, at 195.
- (42) Van Boven, T. C., "The United Nations and Human Rights: A Critical Appraisal", *ibid.*, pp.198-208, at 202.
- (43) ex. Christensen, C., *The Right to Food: How to Guarantee*, Institute for World Order, N.Y., 1978.
- (44) cfr. Falk, R., *Human Rights and State Sovereignty*, Holmes and Meier, N.Y., 1981, pp.69-83.

- (45) ex. Russett, B., "Disarmament, Human Rights, and Basic Human Needs", *BPP*, Vol.10 No.3, 1979, pp.275-280.
- (46) ex. *BPP*, *Special Issue: The Right to Peace and Development* (Vol.11 No.4, 1980).
- (47) いわゆる「世界軍事秩序」である。これにつき例えば Thee, M., "Militarism and Militarization in Contemporary International Relations", *BPP*, Vol.8 No.4, 1977, pp.296-309.
- (48) ex. Eide, A., "The Right to Peace", *BPP*, Vol.10 No.2, 1979, pp.157-159, at 159.
- (49) Final Document, Conference on Peace and Human Rights, II-1, (*ibid.*, p.225).
- (50) 第一世代とは市民的政治的権利であり、第二世代とは経済的社会的権利である。
- (51) Alston, Ph., "Peace as a Human Right", *BPP*, Vol.11 No.4, 1980, pp.319-330, at 319.
- (52) ex. Beres, L. R., "World Order Orientation to International Law", *The Western Political Quarterly*, Vol.XXIX No.1, 1976, pp.29-42.
- (53) cfr. Weil, P., "Vers une normativité relative en droit international?", *Revue générale de droit international public*, tome LXXXVI, 1982, pp.5-47.
- (54) cfr. Falk, R., "Some Thoughts on the Decline of International Law and Future Prospects", *Hofstra Law Review*, Vol.9 No.2, 1981, pp.399-409.

**A NOTE ON THE INTERFACE BETWEEN PEACE RESEARCH
AND INTERNATIONAL LAW**

— Focusing on Human Rights —

« Summary »

Toshiki Mogami

Although the problem of peace has been one of the primary concerns of the study of international law, the linkage with peace research is yet obscure. Indeed, the distance between the two appears to be widening rather than narrowing. How can the study of international law be made relevant to the problem of peace ?

In order to come to grips with this question, we should first begin by understanding the distance between the two. There seems to be several factors which hinder the study of international law from participating meaningfully in peace research. First is the obstinate influence exerted by legal positivism, making it more difficult to advocate a value-oriented approach, such as peace research, in connection with the study of international law. Secondly, there is a discrepancy between the world outlooks of the two disciplines. For international law, the world is fundamentally and ultimately made up of nation-states; hence inter-national order. On the other hand, the world as envisaged by peace research is composed of individuals; hence world (global) order for the sake of individuals, especially victims of the present violent world. Thirdly, part of the problem may be attributed to peace research, i. e., a rather negative posture toward the possible role to be played by international law.

All this applies to the case of the enhancement of human rights. The study of international law concerns itself mainly with the analysis of existing institutions for the protection of human rights; it can sometimes

be reduced to a mere ascertainment of *lex lata*. In contrast, peace research does not care much about such aspects. It pays more attention to the kind of human rights which should be given priority with a view to restructuring the world into a more just order.

In spite of such discrepancies, there still remain opportunities for the rapprochement between the two disciplines, particularly if the study of international law can end its dependence upon rigid positivism. This task is urgent if the study of international law is to revive its relevancy in solving world problematique.